

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）

出席委員（5 名）

委 員 長 平 吹 俊 雄 君

副 委 員 長 櫻 井 功 紀 君

委 員 柳 田 政 喜 君

佐 野 善 弘 君

村 松 秀 雄 君

欠席委員（なし）

議 長 鈴 木 宏 通 君

説明のため出席した者

町 長 部 局

総務課長 佐 野 仁 君

企画財政課長 小 林 誠 樹 君

議会事務局職員出席者

事務局長 伊 藤 博 人 君

事務局次長兼議事調査係長 須 田 真喜子 君

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日） 午前 9 時 2 9 分 開会

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長からの諮問

美里町議会 6 月会議について

1) 議案等について

行政報告 1 件

報告 7 件

議案 11 件（条例 7 件、補正予算 3 件、その他 1 件）

2) 議員派遣について

3) 一般質問の発言順序について 4 人

4) 会議の期間及び議事日程について

期間 6 月 10 日（火）～ 11 日（水）2 日間（別紙のとおり）

5) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時29分 開会

○委員長（平吹俊雄君） では、皆さん、おはようございます。朝早くから大変御苦労さまでございます。

テレビで米のほう報道されていますけれども、米不足から米の高騰から、今では備蓄米についていろいろと報道されておりまして、小泉大臣の株が上がるような、ちょっと今のところ備蓄米で消費者の方々、いろいろと苦労して、並んで手に入れているような状況であります、やはり生産者にも、あるいは消費者にも、安定供給ということで見合った金額に設定していただければなと、こう思っております。農協改革がある程度進んでいくのかなと、こう思っている状況であります。私も米農家ということで、今後ちょっと不安な点もありますけれども、大規模化がこれから進むのではないかなという予測をしているところでございます。

そういうことでありまして、今のところ稲のほうは順調に進んでいるというようなことであります。このまま順調に進んで、秋には米不足が解消できるような大豊作になることを期待したいと、こう思っております。

今日は6月会議の前提でありますその内容について、皆さんから御審議していただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長からの諮問ということで、1) から5) まででございます。

まず、1) 議案等について御説明をお願いいたします。総務課長。

その前に、この会議につきましては、定足数に達しておりますので成立いたします。

じゃあ、総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） おはようございます。

6月会議につきましても、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

報告に入る前に、提案しております議案内容につきまして誤りがございました。おわびを申し上げますとともに、その取扱いにつきまして最初に協議いただければと思っております。

誤りがありましたのは、議案第8号令和7年度美里町一般会計補正予算（第2号）でございます。詳細につきまして、企画財政課長から説明させていただきます。

○委員長（平吹俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 企画財政課長でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまございました議案第8号令和7年度美里町一般会計補正予算（第2号）において、議案書の数値に一部誤りがございましたので、おわびを申し上げますとともに、御説明を申し

上げます。

配付させていただきました正誤表のとおり、議案書46ページになります。

10款教育費の行、補正前の額の列に記載しております17億2,669万1,000円が、正しくは17億2,618万4,000円に、同じ行の計の列に記載してございます17億2,694万2,000円が、正しくは17億2,643万5,000円となります。

次に、議案書50ページをお開きください。

補正、10款教育費の行、補正前の額の列に記載してございます17億2,669万1,000円が、正しくは17億2,618万4,000円に。その3行下にございます、歳出合計の行の補正前の額の列に記載してございます123億9,469万9,000円が、正しくは123億9,419万2,000円に。

隣のページ、議案書51ページにございます10款教育費の行、計の列に記載してございます17億2,694万2,000円が、正しくは17億2,643万5,000円に。3行下にございます、歳出合計の行の計の列に記載してございます125億1,740万6,000円が、正しくは125億1,689万9,000円となります。

以上で議案書の一部訂正についての説明となります。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま企画財政課長から議案書の訂正ということでありました。これの処理についてはどう考えているんですか。どうぞ、総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 訂正の方法といたしましては、訂正ページの差し替えという方法でお願いしたいと考えております。

○委員長（平吹俊雄君） この訂正につきましては、ページの差し替えということでございますが、よろしいですか。（「はい」「タイミング」の声あり）

いつやるんですか。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議会2日目の朝にできればお願いしたいと考えております。

○委員長（平吹俊雄君） 訂正日は2日目の朝ということで、前日帰りかな、置いていってもらえばいいのかな。（「そうです、持ってきてあれば。お願いします」の声あり）いいのかな。

では、朝にね。よろしいですか。（「はい」の声あり）

じゃあ、そのようにしていただきたいと思います。ありますか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。

当日、説明なんですけれども、今みたいに訂正箇所の説明で終わりなんではないでしょうか。これが発生した根本的原因を多分議員の方々は知りたくなるかなと思うんですけれども、その辺につ

いての説明はする予定ですか。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 大変申し訳ございませんでした。訂正につきましては、訂正の依頼ということで、昨日、議長に出させていただきました。当日につきましては、今日お渡ししております正誤表、こちらを配付する形でお願いできればと考えております。

○委員長（平吹俊雄君） 柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 訂正の仕方じゃなくて、あくまで当日この訂正を受けた議員は、この発生原因は何なのか、なぜこういうふうに誤りがあったのかというのを多分みんな気にするところだと思うんです。それに関しての説明があるのかどうなのかを聞いたんですけれども。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 休憩をお願いします。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午前 9 時 3 7 分 休憩

午前 9 時 4 6 分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開します。

総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 最初に、行政報告 1 件でございます。

行政報告につきましては、工事請負契約の締結についてでございます。令和 6 年度不動堂地区（町道梅ノ木不動堂線）舗装工事【繰越明許】請負契約の締結について御報告申し上げるものでございます。

工事請負契約の締結において、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定が適用されない予定価格が 5,000 万円未満の工事請負契約のうち、予定価格が 3,000 万円以上の工事請負契約を締結いたしました。本件につきましては、条件付一般競争入札によるものでございます。詳細につきましては、お配りしております別添資料のとおりとなっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま行政報告について御説明がありました。何かありますか。村松委員。

○委員（村松秀雄君） この東亜道路工業なんですけれども、会社概要が載っていますが、初めての入札ですか。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） こういった報告する形に対しまして、初めて落札された業者でございます。

○委員（村松秀雄君） それで、初めてのときであれば、その入札状況、これが入っていたような記憶があるんですが、今回はつけてないようですが、どうなのでしょう。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 応札仕様書につきましては、行政報告の際については添付しておりません。議案の説明資料につきましては添付しております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 村松委員。

○委員（村松秀雄君） では、そういう立て分けをしているということですね、行政報告の場合と普通の議案の入札の場合とね。分かりました。

○委員長（平吹俊雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほかにございませんか。（「ありません」の声あり）

なければ、次に移ります。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、報告7件でございます。

報告第1号から報告第4号につきましては、令和7年度税制改革に伴い専決を行ったものでございます。

最初に、報告第1号でございます。議案書、資料編ともに1ページでございます。

美里町税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されました。この法律の公布、施行により、美里町税条例に係る改正がされております。

町民税におきましては、特定親族扶養控除が創設され、年齢19歳から23歳未満の特定親族について扶養判定の要件となる合計所得金額が見直されたことなどが主な改正点であります。

軽自動車税におきましては、新たに二輪の原動機付自転車のうち総排気量が125cc以下かつ最高出力が4キロワット以下のものにかかる軽自動車税種別割の税額を2,000円としたことが主な改正点でございます。

固定資産税におきましては、特定マンションに係る特例の適用を受ける場合において、一定の要件に該当すると認められる場合は申告書の提出を不要とすることなどが主な改正点ござ

います。

町たばこ税におきましては、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例が規定されたことなどが主な改正点でございます。

続いて、報告第2号でございます。美里町都市計画税条例の一部を改正する条例となります。

議案書8ページ、資料編14ページとなります。

こちら、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、条項の削除や追加により条項にずれが発生いたしました。これを改正するものでございます。

続いて、報告第3号美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては11ページ、資料編につきましては16ページとなります。

こちら、同じ法律の改正によるものでございます。主な改正点につきましては、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が引き上げられることと、軽減判定所得の算定基準額が引き上げられることとでございます。

続いて、報告第4号でございます。

議案書14ページ、資料編19ページとなります。

こちら、令和7年度税制改革に伴い、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されております。

改正点につきましては、固定資産税の課税免除に係る適用期間を令和10年3月31日まで3年間延長するものでございます。

いずれも、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたしますものでございます。

報告第4号までは以上でございます。

続いて、第5号につきましては企画財政課長から御説明申し上げます。

○委員長（平吹俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 続きまして、報告第5号令和6年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

議案書17ページ、資料編22ページとなります。

地方自治法第213条の規定により、令和6年度美里町一般会計歳出予算の繰越しをするため、総合計画推進事業など13事業について繰越明許費繰越計算書を調製いたしました。

2 款総務費 1 項総務管理費に係る予算において繰越いたしました。これは、総合計画推進事業及び中学校跡地等活用可能性検討事業について、令和 6 年度内に事業が完了しなかったため、これらの事業のうち、総合計画総合戦略策定支援業務委託料及び中学校跡地等官民連携サウンディング調査業務委託料をそれぞれ繰越いたしました。総合計画推進事業については令和 7 年 10 月まで、中学校跡地等活用可能性検討事業については令和 7 年 9 月までにそれぞれ完了する予定でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費に係る予算において繰越いたしました。これは、物価高騰対応重点支援給付金事業低所得者世帯支援枠について、令和 6 年度内に事業が完了しなかったため、物価高騰対応重点支援給付金等を繰越いたしました。本事業については、令和 7 年 7 月までに完了する予定であります。

次に、6 款農林水産業費 1 項農業費に係る予算において繰越いたしました。これは、担い手確保経営強化支援事業、施設園芸燃油価格高騰対策事業（物価高騰対応型）及び団体営土地改良施設管理事業について、令和 6 年度内に事業が完了しなかったため、これら事業のうち、担い手確保経営強化支援事業補助金、施設園芸燃油価格高騰対策支援金等及び水利施設整備事業補助金をそれぞれ繰越いたしました。担い手確保経営強化支援事業については令和 7 年 12 月までに、施設園芸燃油価格高騰対策事業（物価高騰対応型）については令和 7 年 7 月までにそれぞれ完了する予定であります。また、団体営土地改良施設管理事業については、令和 7 年 5 月に完了してございます。

次に、7 款商工費 1 項商工費に係る予算において繰越いたしました。これは、生活応援商品券事業（物価高騰対応型）について、令和 6 年度内に事業が完了しなかったため、生活応援商品券発行業務委託料等を繰越いたしました。本事業については、令和 7 年 10 月までに完了する予定であります。

次に、8 款土木費 2 項道路橋梁費に係る予算において繰越いたしました。これは、道路橋梁費維持管理事業及び道路新設改良事業について、設計変更協議に不測の日数を要したことなどにより令和 6 年度内に事業が完了しなかったため、橋梁改修工事請負費及び道路改良工事請負費等をそれぞれ繰越いたしました。道路橋梁維持管理事業については令和 8 年 3 月までに、道路新設改良事業については令和 7 年 9 月までにそれぞれ完了する予定でございます。

次に、8 款土木費 4 項都市計画費に係る予算において繰越いたしました。これは、公園施設管理事業において、建築確認手続に不測の日数を要したことなどにより令和 6 年度内に事業が完了しなかったため、公園施設改修等工事費を繰越いたしました。本事業については、令

和8年1月までに完了する予定でございます。

次に、8款土木費5項住宅費に係る予算において繰越いたしました。これは、町営住宅整備事業について、高低差測量業務に不測の日数を要したことなどにより令和6年度内に事業が完了しなかったため、二郷第一住宅等建替事業アドバイザー業務委託料を繰越いたしました。本事業については、令和7年9月までに完了する予定でございます。

次に、9款消防費1項消防費に係る予算において繰越いたしました。これは、消防施設管理事業及び水防事業について、配水管布設替工事が繰越されたこと、また避難所の調整に不測の日数を要したことなどから令和6年度に事業が完了しなかったため、これらの事業のうち、消火栓設置工事負担金及びハザードマップ作成業務委託料をそれぞれ繰越いたしました。消防施設管理事業については、令和7年5月に完了してございます。また、水防事業については、令和7年7月までに完了する予定でございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

○委員長（平吹俊雄君） 以上ですか。

○企画財政課長（小林誠樹君） 続けてよろしいですか。

次に、報告第6号令和6年度美里町水道事業会計予算の繰越しについて御報告いたします。

議案書19ページ、資料編24ページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和6年度美里町水道事業会計予算を繰越し使用するため、繰越計算書を調製いたしました。

初めに、1款資本的支出1項建設改良費の配水管布設替事業に係る予算において繰越いたしました。これは、令和7年2月に交付決定のあった令和6年度社会資本総合整備事業補正予算に伴う配水管布設替工事について、令和6年度内に事業が完了しなかったため、繰越いたしました。本事業については、令和7年8月までに完了する予定でございます。不用額につきましては、令和6年度内に完了した測量設計業務に係る請負差額によるものでございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。

続きまして、報告第7号令和6年度美里町下水道事業会計予算の繰越しについて御報告をいたします。

議案書21ページ、資料編25ページをお開きください。

地方公営企業法26条第1項の規定により、令和6年度美里町下水道事業会計予算を繰越し使用するため、繰越計算書を調製いたしました。

1款公共下水道事業資本的支出1項建設改良費の污水環境建設事業に係る予算において繰越

いたしました。これは、令和6年12月に交付決定のあった国庫補助金の追加交付に伴う污水管きょ建設工事について、令和6年度内に事業が完了しなかったため、繰越いたしました。本事業については、令和7年12月までに完了する予定でございます。不用額につきましては、令和6年度内に完了した測量設計業務に係る請負差額によるものでございます。

次に、2款農業集落排水事業資本的支出1項建設改良費の污水处理施設建設事業に係る予算において繰越いたしました。これは、污水排水路建設工事に伴う支障移転物件の移設に不測の日数を要し、令和6年度内に事業が完了しなかったため、繰越いたしました。本事業につきましては、令和8年1月までに完了する予定でございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま報告第1号から報告第7号まで御説明がありました。その中で何かございますか。

生活応援の商品券なんだけれども、これはもう配布されているんだけど、10月までかかるんですか。（「期間ことね」の声あり）

○企画財政課長（小林誠樹君）　事業の完了でございますので、その後の精算業務あるいは実績報告まで含めた期間を説明したところでございます。

○委員長（平吹俊雄君）　大体は配布したんですね。

○企画財政課長（小林誠樹君）　配布は全部完了しておりまして、あと使っていただいた換金業務が残るという形になります。

○委員長（平吹俊雄君）　そのほかにもございませんか。（「なし」の声あり）ないので、次に移ります。

それでは、議案第1号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君）　議案第1号美里町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

議案書につきましては23ページ、資料編につきましては26ページとなります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されるに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君）　ただいま議案第1号について御説明がありました。皆さんからありま

せんか。（「なし」の声あり）

次に移ります。議案第2号について御説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、議案第2号美里町国民健康保険事業財政調整基金条例等の一部を改正する条例となります。

議案書につきまして30ページ、資料編につきましては27ページとなります。

基金に属する現金について、有価証券での管理を可能としたいことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、会計管理者から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま御説明がありました。何かありますか。ありませんか。（「なし」の声あり） ないので、次に移ります。

議案第3号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、議案第3号美里町国民健康保険条例の一部を改正する条例となります。

議案書につきまして33ページ、資料編につきましては28ページとなります。

出産育児一時金の額に関する規定を見直しするため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、町民生活課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第3号について御説明がありました。皆さんからありませんか。（「なし」の声あり） ないですか。詳しいことは本会議でお聞きください。

それでは、次に議案第4号について御説明をお願いします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議案第4号美里町地域下水処理場使用条例等の一部を改正する条例となります。

議案書33ページから、資料編29ページとなります。

災害その他非常時の場合においては、本町が指定した排水設備等指定工事業者に加え、他の市町村長の指定を受けた排水設備等指定工事業者についても本町における排水設備等の新設等の工事を行えることとしたいことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、下水道課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第4号について御説明がありました。ありませんか。（「な

し」の声あり）ないので、次に移ります。

次に、議案第5号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議案第5号美里町水道事業給水条例の一部を改正する条例となります。

議案書につきまして36ページ、資料編につきましては30ページとなります。

こちら、災害その他非常の場合においては、本町及び本町が指定した給水装置工事事業者に加え、他の市町村長または他の市町村長の指定を受けた給水装置工事事業者についても本町における給水装置工事を行えることとしたいことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、水道事業所長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 議案第5号について御説明がありました。何かありますか。村松委員。

○委員（村松秀雄君） 資料のほうの文言なんですが、概要の下から2行目、他の市町村長または他の市町村長の指定を受けた給水装置工事事業者とあるんですけれども、これは最初の他の市町村長という意味はどういうことでしょうか。

○委員長（平吹俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議案書の36ページの新旧対照表を見ていただければと思うんですけれども、第7条となります。工事の施工の条文でございますけれども、給水工事は町長または町長が指定した業者となっております。給水工事については事業者のみならず町の職員等ができることという条例となっております、これを災害時におきましてはほかの市町村長またはほかの市町村長が指定した業者についても工事ができるというふうに改正を行うものでございます。

○委員（村松秀雄君） 他の市町村長と書いてあるから悩むんです。今のように、要するに町外町村、相澤町長が職員にさせることもできるというんだったら分かるのね。他の市町村長またはだから、他の市町村長の指定を受けたから、この辺がどうなんだろうなという。これ、他の市町村長という文字が2回並んでいるから、資料のほうだよ。条例のほうは分かるよ。町長が他の市町村、またその長が指定するという、その限りではないというのは分かるからいいんですけれども。資料だからそんなに重要ではないのかな。ちょっと引っかかったから聞いたので。（「他の市町村長、最初の市町村長は分かるけれども、または他の市町村長って誰のことを言っているの」「どっちか抜くか、市町村長なくていいですよね」の声あり）だから、最初のほかのがなければまだ分かるのさ。（「職員と業者の違いだと思う」「ほかの市町村長ま

たはほかの市町村長が……」の声あり)

○委員長(平吹俊雄君) 総務課長。

○総務課長(佐野 仁君) ほかの市町村長については、ほかの市町村の職員が給水する場合がありますよと。そして、ほかの市町村長が指定した場合と。最初は町長が、町長というのは…(「町長個人で頼んだときだ、最初は」の声あり) はい。美里町の職員とほかの市町村職員がした場合と。(「最初7条の頭のところね」の声あり) はい。(「町長と職員が頼んだとき、そういう違いだけね」の声あり) はい。

これは、昨年、正月にありました能登半島地震を受けて国から通知がございまして、やはり町内の事業者だけでは工事ができないでしょうと。ですので、他の市町村が指定された業者についてもできるように改正してはいかがですかという通知が来たものですから、今回改正させていただきます。

○委員長(平吹俊雄君) 村松委員、よろしいですか。

○委員(村松秀雄君) 分かりました。

○委員長(平吹俊雄君) そのほかにもございませんか。(「ありません」の声あり) 第5号はないようですので、次に移ります。

議案第6号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長(佐野 仁君) 続いて、議案第6号美里町情報公開条例の一部を改正する条例となります。

議案書につきまして37ページ、資料編につきましては31ページとなります。

開示請求に対し非開示とする個人情報の範囲について、個人情報の保護に関する法律と規定内容を合わせたいことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私から御説明申し上げる予定となっております。

以上です。

○委員長(平吹俊雄君) 議案第6号について御説明がありました。皆さんからありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、次に移ります。(「これはどうしようもないです、おかしいと思うけれども」の声あり) えっ。(「国がやることですから、おかしいと思っています」の声あり)

議案第7号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長(佐野 仁君) 議案第7号美里町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例となります。

議案書39ページ、資料編32ページとなります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年6月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、会議当日、建設課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 議案第7号、ただいま説明がありました。何かありますか。ありませんね。（「ありません」の声あり）

それでは、次に移ります。議案第8号について御説明をお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 続きまして、議案第8号令和7年度美里町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書42ページ、資料編33ページをお開きください。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,270万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億1,689万9,000円といたしました。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書54ページ、55ページをお開きください。

2款総務費に743万2,000円追加いたしました。1項総務管理費の一般管理費に会計年度任用職員報酬124万8,000円、まちづくり推進費にコミュニティ活動助成金120万円、次のページになりますが、会計年度任用職員報酬124万8,000円、それぞれ追加いたしました。

56、57ページをお開きください。

3款民生費に1億1,272万1,000円追加いたしました。1項社会福祉費の社会福祉総務費に、新規事業といたしまして、物価高騰対応重点支援給付金1億320万円を含みます物価高騰対応重点支援給付金事業（定額減税不足額給付枠）といたしまして1億1,239万1,000円追加いたしました。

次の58、59ページをお開きください。

6款農林水産業費から66万1,000円減額いたしました。1項農業費の農業振興費から令和6年物価高騰及び令和6年子牛価格下落に係る農林業災害対策資金利子補給金をそれぞれ減額し、令和7年物価高騰及び令和7年子牛価格下落に係る農林業災害対策資金利子補給金をそれぞれ追加いたしました。

9款消防費に296万4,000円追加いたしました。1項消防費の災害対策費に防災備蓄倉庫設置等工事請負費278万1,000円追加いたしました。

10款教育費に25万1,000円追加いたしました。

次の60ページ、61ページをお開きください。

6 項保健体育費の体育施設費に佐野運動場ベンチ撤去工事請負費25万円追加いたしました。

なお、新規事務事業の1件につきましては、議案第8号令和7年美里町一般会計補正予算の資料編の34ページにお示したところでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

議案書にお戻りいただきまして、52、53ページをお開きください。

14款国庫支出金に1億1,237万9,000円追加いたしました。2 項国庫補助金の総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,237万9,000円追加いたしました。

15款県支出金に217万6,000円追加いたしました。2 項県補助金の消防費県補助金に核燃料税交付金（防災力強化事業）250万円追加いたしました。

18款繰入金に692万6,000円追加いたしました。2 項基金繰入金の財政調整基金繰入金に財政調整基金繰入金645万円追加いたしました。

20款諸収入に122万6,000円追加いたしました。5 項雑入の雑入に自治総合センターコミュニティ助成金120万円追加いたしました。

議案書42ページをお開きください。

次に、予算本文第2条、債務負担行為の補正につきましては、農林業災害対策資金利子補給金、令和7年物価高騰及び令和7年子牛価格下落の2件について債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

47ページに第2表を追加してございます。

以上で補正予算についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第8号について御説明がありました。皆さんから何かあります。ありませんか。（「ありません」の声あり）ないので、次に移りたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、議案第9号について御説明をお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 続きまして、議案第9号令和7年度美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書63ページ、資料編35ページをお開きください。

予算本文第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億4,799万3,000円といたしました。

今回の補正予算は、令和7年度所得基準見直しに伴う介護保険システム改修における業務委託料の増額でございます。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

74、75ページをお開きください。

1款総務費に66万円追加いたしました。1項総務管理費の総務管理費に介護保険システム改修業務委託料66万円追加いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

72、73ページをお開きください。

3款国庫支出金に33万円追加いたしました。2項国庫補助金の介護保険事業費補助金に介護保険事業費補助金33万円追加いたしました。

7款繰入金に33万円追加いたしました。1項一般会計繰入金の一般会計繰入金に事務費等一般会計繰入金33万円追加いたしました。

以上、補正予算についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第9号について御説明がありました。何かありますか。

（「ありません」の声あり） ないので、次に移ります。

それでは、次に議案第10号について御説明をお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 続きまして、議案第10号令和7年度美里町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書77ページ、資料編36ページをお開きください。

今回は業務の予定量、資本的支出、企業債についての補正でございます。

初めに、予算本文第3条、予算第4条に定めた資本的収支の収入について御説明申し上げます。

議案書79ページをお開きください。

1款資本的収入で100万円追加いたしました。2項企業債の1目企業債で100万円追加いたしました。これにより、資本的収入合計を5,109万9,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について御説明申し上げます。

1款資本的支出で110万円追加いたしました。1項建設改良費の1目有形固定資産購入費で110万円追加いたしました。これは、検食用冷凍庫の故障により急遽更新を行うこととした機械備品購入費の補正となっております。これにより、資本的支出合計を6,049万1,000円といたしました。

議案書77ページをお開きください。

これらの補正に伴いまして、予算本文第2条、予算第2条に定めた業務の予定量、予算本文第4条、予算第6条に定めた企業債について併せて補正をしてございます。

以上、補正予算についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第10号について御説明がありました。何かありますか。
（「なし」の声あり） ないようですので、次に移ります。

議案第11号について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議案第11号工事請負契約の締結についてとなります。

議案書につきまして80ページ、資料編につきまして37ページとなります。

本議案につきましては、令和7年度美里町小牛田放課後児童クラブ施設新築工事の工事請負契約の締結となります。

入札後審査郵送方式及び総合評価落札方式による条件付一般競争入札を行った結果、石堂建設株式会社が総合評価落札者決定基準に基づく最高総合評価点獲得者となりました。その後、総合評価技術審査及び入札参加資格審査を行ったところ、いずれの審査においても適格であったため、落札者と決定し、落札差額1億9,500万円に消費税及び地方消費税の額を加算した金額、2億1,450万円で工事請負仮契約を締結いたしました。

本工事について、仮契約の内容をもって工事請負契約の締結としたいことから、地方自治法第96条第1項第5号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第11号について御説明がありました。皆さんから何かありませんか。

ちなみに、不採択になった久我建設とゴトウ建設はどこにあるの。（「地元じゃないんだ」「町外だっけ」「確認しますので休憩で」の声あり）

休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時31分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開します。

○総務課長（佐野 仁君） すみませんでした。久我建設につきましては石巻、ゴトウ建設工業
につきましては東松島市となります。（「これ分かって来たの」「公募かけたんだから」の声
あり）一般競争入札ということで公告しましたので。（「公告したのね」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。（「ありません」の声あり）ないよう
です、全般的に何かありますか。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） このほかにも、追加議案ということでお願いしたいと考えております。
追加議案の内容につきましては、条例の改正が2件、補正予算が1件、人事案件の同意が1件
ということで、現在準備を進めているところでございます。

条例の改正につきましては、選挙関連の法律が令和7年6月4日に公布、施行されてお
ります。これに併せまして選挙長の報酬の基準額が改正されました。それを併せて改正するもの
となっております。

もう一件の条例改正につきましては、公職選挙法の一部を改正する政令がこちらも昨日公布、
施行されているものでございます。この改正に当たりまして、選挙運動の公費負担の上限額、
こちらも改正されておりますので、その内容に沿った改正を行いたいという内容になってお
ります。

補正予算につきましては、その公費負担あるいは報酬の基準額が上がったことによりまして、
今年度計画されております参議院議員選挙、知事選挙、町長及び町議会議員選挙、この3件の
選挙の経費が上がりましたので補正させていただきたいということで、準備を進めさせてい
ただいております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） この追加はいつ、追加議案は。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 6月10日の朝に提出したいと準備を進めているところでござ
います。

（「6月10日だね、議運で審議するのは」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） 議運は、（「朝はあれだな」「終わってから」「10日の朝」「10日
の終わりです、最悪は10日の終わり」「会議終了後、3時集合ということでお願いしたいです」
「10日に追加議案」「はい」「10日の議会1日目終わった後に一気にやるということね」「は
い。中身は……」「用意できていればいつでもいいんじゃないですか」「議運は別に10日の朝
に開いても」「きのう施行の法律だってまだ準備中でございます」の声あり）

それでは、追加議案については6月10日朝に提出されるそうですので、議運につきましては
会議終了後行いたいと思います。よろしいですか。（「はい」「ありがとうございます」の声

あり)

そのほかにございせんか。（「ありません」の声あり）ないようですので、1）の議案等についての御説明は以上としたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございます。（「休憩しますか、そのまま進めますか」「そのままやりましょう」の声あり）そのままやりますか。

それでは、引き続きやりたいと思います。2）番目、議員派遣について、局長、御説明をお願いいたします。

○事務局長（伊藤博人君） それでは、事務局より2）番、議員派遣について御説明させていただきます。

今回、6月会議におきまして議長から議員皆様にお諮りする議員派遣につきましては2件となっております。

1件目が、7月3日木曜日、4日金曜日、こちらにつきましては、町村議会議員講座としまして、宮城県自治会館で午後から開催されるものでございます。

続きまして、2件目です。8月4日月曜日、こちらは県の町村議会議長会主催でございます、宮城県町村議会議員セミナー。こちらは利府のリフノスという場所において開催する予定となっております。

こちらの2件について、6月会議について最後、議員派遣という議事日程でお諮りする予定となっております。

1件、補足だけでお話しさせていただきますが、6月会議ですともう一件、県北の地方町議会主催の県北地方町議会議員の研修会、こちらも例年ですとお諮りしております。昨年につきましては7月に南三陸で開催したところでございますが、こちらにつきましては、今年度は10月2日、加美町において開催予定となっております。10月2日木曜日ですね。こちらにつきましては、例年より遅い開催ということで、6月会議以降の議会の中で議員派遣についてお諮りする予定でございます。一応こちらは補足的なことでの御説明でございました。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議員派遣について局長から説明がありました。よろしいですか。確認しますか。

それでは、地方議員の講座につきましては、7月3日木曜日と7月4日金曜日であります、これはどのようなあれで行きますか、参加者。（「休憩していただけますか」の声あり）

休憩します。

午前１０時３９分 休憩

午前１０時４０分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

地方議員講座につきましては、７月３日が総務産建常任委員会、４日が教育民生常任委員会に決まりました。

それから、８月４日、県市町村議会議員セミナー、利府で行われます。

以上でございます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に３）番目、一般質問の発言順序について、副委員長、お願いいたします。

○事務局長（伊藤博人君） それでは、一般質問の質問順序ということで、くじ引にてお願いいたします。中の確認をお願いします。

一般質問の受付順で引いていただきます。

まず、１番目質問受付順、平吹俊雄議員です。平吹議員、２番でございます。

次、受付順、鈴木恵悦議員です。鈴木議員が３番。

次、３番受付順、伊藤牧世議員。４番です。

最後、山岸議員が１番目です。

それでは、復唱いたします。一般質問の順序１番目が、議席番号４番山岸三男議員、順序２番目、議席２番平吹俊雄議員、順番３番目、議席９番鈴木恵悦議員、４番目が、議席６番伊藤牧世議員となりました。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 御苦労さまでした。

ただいま３）番目、一般質問の発言順序について抽せんしていただきました。

続きまして、４）番目、会議の期間及び議事日程について御説明をお願いいたします。

○事務局長（伊藤博人君） それでは、事務局から４）番、会議の期間及び議事日程について御説明させていただきます。資料に基づきまして御説明させていただきます。

本６月会議の期間及び議事日程につきましては、本日お配りさせていただきました資料のとおり、６月１０日火曜日から６月１１日水曜日の２日間、こちらで進めさせていただきたいと考えてございます。これにつきまして御意見等よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま期間と議事日程について御説明がありました。期間は６月１０

日火曜日から11日水曜日、2日間。それから、会議の内容についてはお配りした資料のとおりでございます。何かございませんか。（「別紙ないです」「あるよ、別紙」「会議の」「日程表です」「1日目しかないんだ」「入っていない人は」「それなかったですか、肝心の」「それがありません」「大変申し訳ありません」の声あり）

休憩します。

午前10時46 休憩

午前10時47分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

4）番目、会議の期間及び議事日程はよろしいですね。

次に、5）番目、陳情と要請等について、局長、御説明をお願いいたします。

○事務局長（伊藤博人君） 事務局から陳情、要請等について御説明させていただきます。

今回、こちらに提出された陳情3件でございます。お手元の資料の頭紙を御覧いただければと思います。

まず、1件目が、小牛田中学校跡地をスポーツ公園とするための陳情。こちらにつきましては、町のサッカー協会の会長の渡邊氏から5月8日受付してございます。

2件目につきましては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情書。こちらは、全日本年金者組合宮城県本部の委員長芳賀氏より5月27日に受付してございます。

最後、3件目、診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める陳情書。こちらにつきましては、県社会保障推進協議会会長岩倉氏、同じく県の民主医療機関連合会会長の舩山氏より5月29日受付してございます。

以上でございます。（「委員長」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） 議長。

○議長（鈴木宏通君） 今、陳情3件について局長より説明がありましたが、1件目の小牛田中学校跡地をスポーツ公園とするための陳情につきましては、前回の全協におきまして皆さんにこの内容につきましてはお示ししたとおりでございますが、今回提出していただきました渡邊会長が美里町在住ということであり、請願扱いという形で進めたいと考えております。それに伴いまして、小牛田中学校跡地の利活用ということでございますので、ただいま普通財産ということになっておりまして、所管が防災管財課に当たりますので、総務産業建設常任委員会の所管であるがゆえに、この部分を調査、精査等を常任委員会に付託をお願いしたいと考えてお

ります。

もう一段、先ほど執行部より説明のごさいましたサウンディング調査の結果につきましても、9月までにまとめる方向性を持っているという観点から、9月会議最終日を目途として調査報告をしていただくよう、委員会の皆様にお取り計らいをお願いしたいと思っておりますので、その後執行部へ提出する流れとしたいと思っておりますので、どうぞよろしく御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま陳情書の1番目について議長から御説明がありました。このことについては、ただいま話したとおり所管の総務産業をお願いするという方向づけのようでございますが、よろしいですか、その方向に向けて。常任委員長。

○委員（佐野善弘君） いいんですけれども、9月末というふうなことは、まとめるってこれは最終的にどのようにして。（「休憩してもらっていいですか」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午前10時51分 休憩

午前10時53分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。

要は、まず初めにこの中学校の跡地の陳情については、この議運については一応取り上げるというような方向にしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それで、内容等の審査等々につきましては、所管の総務産業建設をお願いしたいと。それで、これの執行部への案の提出については、9月会議で全体で諮るということで、ですから9月の会議までその辺はまとめてほしいというような内容ですので、その辺どうでしょうか。（「忙しいときに」「頑張ってみます」「いいですか」「はい」の声あり）

○委員（佐野善弘君） これについては議会側だけに来ているんですか、それとも要望書が町側のほうにも行っているんですか。

○議長（鈴木宏通君） 陳情書、前回は皆さんに御覧いただきましたけれども、710名分の署名を頂きながら陳情をいただきましたので、その部分を議会側ということで理解していただいて、執行部側には出しておりません。（「出していない」の声あり）そういうことです。（「分かりました」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） その辺お計らいをお願いしたいと思いますが、よろしいですか。（「は

い」の声あり)

では、最初のスポーツ公園の陳情については所管で審議するという事でお願いしたいと思っています。

2 番目以降については皆さんお読みになっていただきまして、休憩したいと思います。

休憩は、5 分後再開したいと思います。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは、再開いたします。

次に、陳情 2 番目、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度創設等を求める陳情についてどのように行いますか、取り上げるかあるいは配付のみにするか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） こちらに関しましては、町に対する陳情と捉えておりますので、常任委員会のほうで一旦持ち帰って委員と検討をしたいと思いますので、常任委員会で検討させていただきます。

○委員長（平吹俊雄君） 町への陳情。（「休憩してもらっていいですか」の声あり）

休憩します。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 03 分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

2 番目の補聴器の件につきましては、所管の教育民生常任委員会で審議をするということでございます。

次、陳情 3 件目、診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める陳情についてはどのように行いますか、配付のみか審査するか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） これにつきましても、常任委員会でもこれは大変危惧している案件でございますので、持ち帰って委員と共に意見を交換し、その後の対応について検討させていただきたいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま所管の常任委員長から持ち帰って所管内で検討するという事でございますので、よろしいですか。（「はい」の声あり）その処置については、ただいま

のとおりお願いしたいと思います。

次に、4番のその他でよろしいですか。その他について事務局からお願いします。

○事務局長（伊藤博人君） 事務局からは特に現時点での事務連絡等はありません。

以上です。

○委員長（平吹俊雄君） 皆さんからありませんか。（「いいですか」の声あり）

○副委員長（櫻井功紀君） その他だね。うちの常任委員会のほかに山岸議員から、自治会館の講座、これについては車出してもらえないのか、ほかの自治体では車で来ているんだぞと。自分の車で1人で行くと止められないんだと。止められないんだ、1人で行くと。それは局長、どうなったんだ。

○事務局長（伊藤博人君） 去年も同様にそのお話が出ていたんですけれども、うちのほうでやっぱりそのお話があって研修バスが使えないかということで担当のほうに確認してみたところでした。ただ、研修バスは10人以上利用者がいなければ運行できないと。あまり少ない人数でというのもできないということで、バスは活用できないということなんです。そして、現時点でもそのルールは変わっていないということで、大変申し訳ございませんが、議会全体の今度利府でやるような町村議会議長セミナーですと、10人以上の利用となって、事務局も入れると13人、14人ぐらいになりますので、そちらとかについては利用は全然問題ないんですが、そのような事情により、すみません、利用については難しいということでございます。

以上です。

○副委員長（櫻井功紀君） じゃあ、10人以上なら2日間行ったらいいさ、議員。（「全員で行くってか」「半分にしてくれって言われている」「ハイエースで行ったこともあったんだけど、あれは議会だよりか何かの研修」「議会だよりの研修で」「だったかなと思って」「ほかの町がバス出るからうちはいけないんだっていう話は分かることは分かるんだけど、電車で行く人もいるんだから、何で車で行かなきゃないの。俺から言わせると、電車で行くからいいんだという人から言わせるとそう思うし、小牛田駅に車置いていって、やまちゃんと村上議員はいつも置いているんだからと思うんだよね」「1台に2人ぐらい乗っていけばいいさ」「4人でもいいさ、別に。みんなで乗り合わせて行きたいよね」の声あり）

○委員長（平吹俊雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）研修会については各個人で。

○議長（鈴木宏通君） あと、ちょっと未定だけれども、例年の県議長会のセミナーが終わった後に納涼会を考えなきゃないかなとは思っているんだけど、一応午後からの部分だね、多分研修はね。帰ってくるのが4時、5時だろうから。（「県ね」の声あり）県。（「暑気払

い」の声あり）納涼。（「利府ね」「リフノスの後」の声あり）セミナーか。一応そういうことも頭に置いていただければいいかなとは思っています。

○委員長（平吹俊雄君） セミナーか、8月4日。

○議長（鈴木宏通君） そういうことも企画したいと思いますので、また議運の皆さんにいろいろ御足労かけますが、よろしくお願いします。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませんか。（「ありません」の声あり）

ないようですので終了したいと思います、よろしいですか。（「委員長、あれ言ってください」の声あり）

今、議長のほうから配付されたと思いますが、実は副委員長と相談して女性の模擬議会をやりましょうということで進めておりましたが、蔵王町に視察研修したいと思ったんですが、蔵王町で今度若い人たちの模擬議会を予定しているということで、6月は研修は受け入れられないということで、7月もそういうような形でできないということでございました。したがって、今年度の女性の模擬議会については新しくなった時点をお願いしたいということでございます。そういうことで、日程上、今期中にはできないということで中止といたしたいと思えます。

ただいまお配りした資料につきましては、蔵王町の内容、それから女川町では今度議員養成塾というようなものを設置いたしまして、5回ほどの研修を行う予定になっているということで、参考にお配りいたしました。

以上でございます。（「休憩で」の声あり）

休憩。

午前11時12分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（平吹俊雄君） そういうことでございます。副委員長、閉会の挨拶、再開して。

○副委員長（櫻井功紀君） どうも御苦労さまでございました。

日程的には10日と11日の2日間で、第1日目が4名の一般質問を予定しています。ただ、時間の都合を見ながら、議長さんのほうで取り計らいをお願いしたいと思います。

では、2日間、よろしく6月会議お願い申し上げます。

以上で終わります。

午前11時16分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長須田真喜子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和7年6月5日

委 員 長